

女子再雇用制度

女子再雇用制度のおすすめ

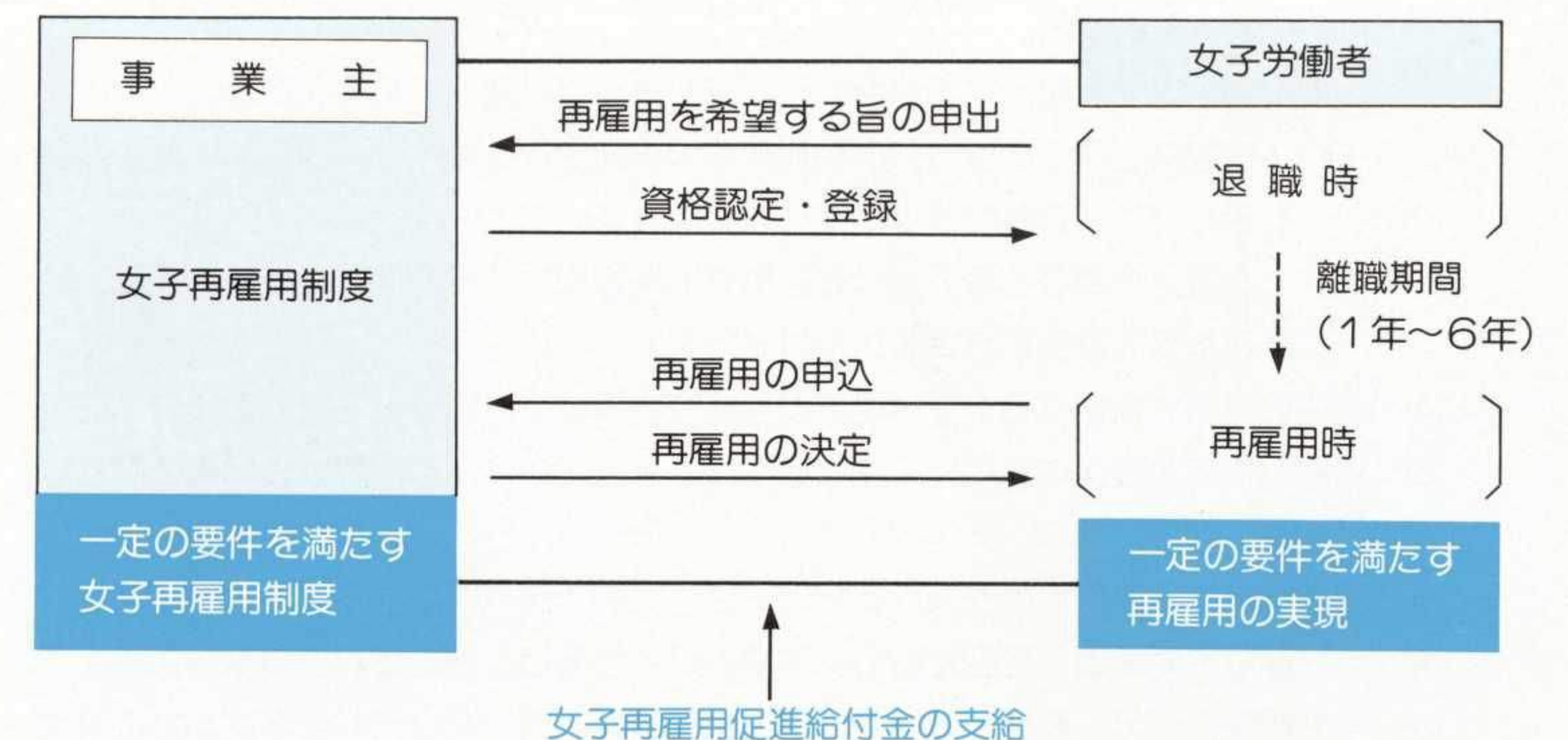
女子再雇用制度を設けましょう

妊娠、出産、育児の理由により、自社を退職した女子を一定の離職期間を経た後、再雇用する制度であって、男女雇用機会均等法第25条に規定する「再雇用特別措置、その他これに準ずる措置」をいいます。

女子再雇用制度は、企業にとっては自社で養成した経験、技能をもつ労働者を確保し、活用することができ、女子労働者にとっては、過去のキャリアがいかされ、女子のライフステージに合わせて、職業と育児との両立を図ることができ等のメリットがあります。

一定の要件を満たす制度により再雇用が行われた場合、**女子再雇用促進給付金**が支給されます。

女子再雇用制度のしくみ



区 分		A タイプ	B タイプ
退職時の資格要件	退職理由	結婚、出産、育児、夫の転勤 家族の看病等やむを得ない 家庭事情	妊娠、出産、育児
	勤続年数	3年以上	3年以上
	身 分	正 社 員	正規従業員
再雇用の希望を有する旨の申出		「資格認定書」の交付を 申し出る	制度適用対象者として登録を 申請する
資格認定及び登録		人事担当部門において資格 認定を行い、「認定書」を交 付し、登録する	人事担当部門において登録 する
再雇用時の資格要件	離職期間	10年以内	3年
	年 齢	45歳以下	要件としない
	試 験 等	適性検査、面接、健康診断を 行う	面接により行う
格付け・労働条件	身 分	社員、パートタイム社員	正規従業員
	賃 金	退職時の資格等級、退職時 の経験、勤務年数等を考慮 して決定する	退職時の資格等級に対応する 現行水準
	資 格	再雇用時に格付を決定する	原則として退職時の資格等級
	試用期間	1 か月	設けない

● 問い合わせ先

労働省 婦 人 局

女子再雇用促進給付金

女子再雇用制度を設けて、女子労働者を再雇用した事業主に支給します。

受給できる額

中小企業	30 万円	(再雇用者 1人当たり)
大企業	20 万円	

受給できる事業主

▼ 次の各号のすべてに該当する事業主です。

1. 次の(1)から(8)のすべてに該当する再雇用制度を設けている事業主であること。

- (1) 労働協約又は就業規則に定められていること。
- (2) 退職理由として妊娠、出産、育児が含まれていること。
- (3) 次の各号の一または二以上に該当する特別の配慮をする措置がとられていること。
 - イ 労働者を募集する場合は、一般公募に優先して制度対象者から募集する。
 - ロ 応募者の中に制度対象者がある場合には、その者を他の応募者に優先して採用することを配慮する。
 - ハ 制度対象者を再雇用する場合には、次のような処遇上の配慮を行う。
 - (イ) 退職時と同一の身分及び勤務形態で再雇用する場合は、退職時の賃金制度上若しくは、資格制度上の格付を考慮する。
 - (ロ) 退職時と異なる身分又は勤務形態で再雇用する場合は、退職時の経験、勤務年数等を勘案した賃金の格付を行う。
- (4) 制度の適用を希望する女子労働者から退職の際にその旨申出を得ておくこと。
- (5) 再雇用までの最長離職期間の制限を設ける場合には、その期間は3年を下回らないこと。
- (6) 再雇用時の年齢に制限を設ける場合には、その年齢は40歳を下回らないこと。
- (7) 当該制度の対象者の範囲が身分、職種等により著しく限定されていないこと。
- (8) 再雇用時の身分、勤務形態については、退職時と同一又はそれに準ずるものを含んでいること。

2. 当年1年間に次のすべてに該当する女子を再雇用し、当年12月末現在で雇用保険の被保険者として雇用している事業主であること。

- (1) 妊娠、出産又は育児を理由として退職した者。
 - (2) 退職の際に、その就業が可能となったときに再び雇用されることを希望する旨の申出をしていた者。
 - (3) 当該退職の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して当該事業主に雇用されていた者。
 - (4) 当該退職に係る失業給付について受給期間延長の申出を行い、かつ、その就業が可能となった際に当該事業主に対して再雇用の申出を行った者。

なお、当該事業主に対する再雇用の申出は、当該退職に係る失業給付を受給する前に行うこと。

ただし、昭和62年5月21日前において、当該退職に係る失業給付について受給期間延長の申出を行わなかった女子で、当該退職に係る失業給付を受給していないものは、その就業が可能となった際に当該事業主に対して再雇用の申出を行った者。
 - (5) 離職期間が当該退職の日の翌日から起算して1年を経過しており、かつ6年を経過していない者。
3. 当該事業所において最初の支給対象者が再雇用された日以後、3年を経過していない事業主であること（同一企業でも事業所毎に3年間支給されます）。

受給の手続

当年12月末日現在において、2の(1)～(5)に該当する再雇用者について、翌年1月末日までに女子再雇用促進給付金申請書に次の書類を添付のうえ、当該事業所の所在地を管轄する婦人少年室に提出してください。

- (1) 当該再雇用特別措置に関する制度を定めた労働協約又は就業規則(写)
 - (2) 再雇用者名簿
 - (3) 当該再雇用者に係る退職時及び再雇用時における賃金台帳(写)
 - (4) 当該再雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
 - (5) 退職時の申出、退職理由が明らかになる書類(写)
 - (6) 当該退職に係る失業給付の受給期間延長通知書又は雇用保険受給資格者証(写)等受給期間延長の申出を行ったことが明らかになる書類
 - (7) 再雇用資格のある者が、その就業が可能となった際に当該退職に係る失業給付を受給する前に当該事業主に対して再雇用の申出を行ったことが明らかになる書類及び当該申出に対し、再雇用しなかった場合は、そのことが明らかになる書類(写)
- ただし、昭和62年5月21日前において、当該退職に係る失業給付について受給期間延長の申出を行わなかった女子で、当該退職に係る失業給付を受給していないものは、(6)及び(7)に代えて、その就業が可能となった際に当該事業主に対して再雇用の申出を行ったことが明らかになる書類